

6月議会 一般質問Q&A

平成 15 年度 6 月議会一般報告内容：(クリックすると内容をご覧いただけます)

1. 荒崎地区の水害対策について
2. 荒崎地区の固定資産税の問題について
3. 荒崎地区にある大垣市一般廃棄物最終処分場について
4. 合併問題について
5. 住民基本台帳カード利用条例について

再質問：

1. 荒崎の水害対策について
2. 荒崎地区の固定資産税の問題について
3. 大垣市一般廃棄物最終処分場について
4. 合併問題について
5. 住基カードの利用条例について

1 荒崎地区の水害対策について

それでは、通告に従いまして、5 件の質問をさせていただきます。

Q. まず 1 番目は、荒崎地区の水害対策に関わる問題です。昨年 7 月 10 日の荒崎地区の水害は大谷川の洗堰からの越流で起きています。昨年も多くの方がこの問題については質問なさっておられますが、私はまだどなたも質問されていない点についてお聞きします。1 つは、昭和 55 年当時、洗堰を 60 センチ嵩上げしましたが、どこまでを遊水地もしくは遊水地機能を有する土地として考えられていたのですか？

A. 昭和 29 年から 33 年にかけて、県の土地改良事業の中で、浸水被害を少しでも少なくするために堤防が設置され、その一部に洗堰が設けられました。

その後、道水路が整備され、土地改良が大きく変化したことなどにより、洗堰からの越流被害が頻発したため、昭和 55 年に関係地区の同意のもと、洗堰を 60 cm 嵩上げされ、越流頻度の軽減措置がとられました。

Q. 2 つ目は、土嚢積みの工事が始まりましたが、昨年規模の水害に対しては、住宅地の浸水を防ぐことはできないと認めておられますが、土嚢積みの目的は何ですか、また農地の地権者に対しては、水害の補償をすることになっていますが住宅地にも水がいたら補償するべきではありませんか。お答えください。

A. 平成 19 年度の洗堰の嵩上げまでの間、昨年 7 月規模の洪水に対して住宅地への浸水到達時間を最長 4 時間程度遅らせることができ、住民が安全に避難することができます。また、越流が 160 m³以下の小規模の出水に対しては、浸水の拡大を防ぐことが可能となります。「水防土のう積み」に囲まれた農地について、越流により農作物に被害が発生した場合は、被害程度に応じて農業共済対象外分を補償します。「水防土のう積み」の外側に対する補償は、考えておりません。

Q. 3 つ目に、洗堰には監視カメラが設置されております。大谷川の増水情報を的確につかむために、監視カメラのモニターを地元の荒崎地区にも設置して欲しいと言う声がありますがいかがでしょうか。以上が、荒崎地区の水害に関わる質問です。

A. 現在、洗堰の監視や周辺河川の情報収集、避難勧告などの広報活動を行っているので、荒崎地区への監視モニターカメラの設置については、考えておりません。

2 荒崎地区の固定資産税の問題について

Q. 第 2 番は、荒崎地区の固定資産税に関する問題です。先日、荒崎地区の住民 105 名が固定資産税の評価に対して「昨年の水害の影響を考慮されていない」と固定資産評価審査申出書を提出しました。つきましては、次の点について質問します。荒崎地区の固定資産税の評価額は過去の水害について考慮されているのですか。あの地域は過去 40 年間に十数回の水害に見舞われてきた地域であり、洗堰があるかぎり、遊水地機能有する土地であること明らかです。よって固定資産の評価も遊水地並に考慮してほしいという願いに対していかがお考えですか。

更に、都市計画税についてもお尋ねします。都市計画税は、下水道完備などにつかう目的税です。この地域は遊水地機能を有する市街化地域です。当然都市計画税もかかってきています。大垣市の都市計画税の主な使い道についてお答えください。また、この水害にあった荒崎地域にはどれだけ都市計画税が投入されましたか、お答えください。

A. 土地の評価は、前年の 1 月 1 日の地価公示価格、前年の 7 月 1 日の地価調査価格及び不動産鑑定士による鑑定評価価格を活用して評価していますが、昨

年 7 月 10 日に水害が発生した地区については、それ以後の地価下落を加味して、適正に評価額を決定しています。

都市計画税は、市街化地域内にある土地に対して課税するものです。荒崎地域に対しては 16 億円投入して、下水道工事を南から北へ整備の予定ですので、ご理解ください。

3 荒崎地区にある大垣市一般廃棄物最終処分場について

Q. 3 番目は、大垣市一般廃棄物最終処分場についてです。昨年の水害時、処分場内にダイオキシン類が基準値の 8 倍もあると言うことが明らかになりました。その原因は何か、そして今後の対策は、といった疑問にお応えください。一般に民間の最終処分場はセメント固化した灰を搬入する時に検査をし、また処理前の処分場内のダイオキシン類をチェックするなど行っていますが、大垣市の場合はどうしているのですか。このままのダイオキシン類が存在する状態だと、半永久的に処分場内の水を処理しつづけることとなります。さらに、この処分場は遊水地の中にあり、土嚢積みがなされると、益々水に浸かっている機会が増えます。堤防が崩れ、なかのダイオキシン類が外に漏れ出ることは無いでしょうか。

A. 一般廃棄物最終処分場は、平成 4 年 12 月の埋め立て開始から 10 年が経過しました。ダイオキシン類による汚染や水害時の処分場堰提への影響防止については、適正な管理を行うため最善を尽くします。

Q. こういった様々な疑問に対して応えるためにも、処分場の情報公開を行い、地域住民との公害防止協定を結ぶことが必要ではないかと考えますがいかがでしょうか。

A. 公害防止協定の締結については、地元自治会等のみなさんのご意見を伺いながら検討していきます。

4 合併問題について

Q. 第 4 番目の質問は合併問題です。この 1 年、西濃圏域合併研究会をたちあげ取り組んでこられました。この合併全国的に見ても広域に渡り、市民生活にも大きく影響を及ぼすのではないかと予想されます。しかし、その合併によるデメリットなど市民に十分提供されないまま既成事実だけが積み重なって

くのではと心配しています。質問の第 1 点として、市民に対してどれだけ説明がなされたのか、それで、市民の合意が得られたと認識されているのですか。

A. 住民の合意形成は重要と考えています。「地域ふれあいトーク」で、合併に関する意見をお聞きし、合併の必要性などについて説明してまいりました。協議内容が具体化してきた段階で、10 市長が歩調を合わせて住民説明会を実施します。

Q. 第 2 点として財政問題です。大垣市は約 500 億円の借金があり合併すると 850 億円の借金となり、更に新市建設で合併特例債を使うとなると、今以上の負債を抱えることとなります。今でも財政が厳しいからと市民の切実な願いも後回しになっています。合併で大型公共事業にはお金が使えても、益々借金財政になるのではと危惧されますがいかがでしょうか。

A. 新市建設のための合併特例債の発行については、新市の財政計画の中で負担とならないように検討していきます。

Q. 3 点目は、合併で周辺地域の過疎化が進むのではないか。また、市民の一番の関心事は、地域格差の大きい、水道料金や下水道料金、国保・介護保険料などはどうなる、また、乳幼児の医療費助成制度、老人医療費助成制度といったものが合併でどのように変わるのか。合併研究会の報告書では「行政サービスは最高の自治体にあわせ、負担は最低の自治体に合わせる」としていましたが、西濃圏域合併協議会でもその考えに変わりありませんか。また、研究会の報告書では、「類似都市と比べて職員が 440 人多い」と人件費の削減を打ち出していますが、保育所や保健センターなど住民に直接影響のある部門も削減の対象になるのですか。以上が、合併に関わる質問です。

A. 周辺地域の過疎化へ懸念については、周辺地域に配慮した新市建設計画を策定するとともに、住民サービスの水準についても各地域の状況を踏まえながら調整を図ってまいります。人件費削減については、管理部門を中心として削減効果があると考えていますが、福祉施設などについては今後十分協議していきます。

5 住民基本台帳カード利用条例について

Q. 最後に、住基ネットに関する質問です。この住基ネットは様々な問題が指

摘されていますが、市民には利便性のみの理由で、6月議会に住民基本台帳カード利用条例が提案されています。この住基カードの交付に関して質問いたします。1つは、条例案の中で、「個人情報保護措置」として大垣市住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ要綱が作られています。要綱ではなく第3者機関が関わる条例が必要ではないでしょうか。

A. 個人情報保護については、「大垣市住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ要綱」を定めていますが、条例化やセキュリティ会議への市民参加については、今後の検討課題としてまいります。

Q. また、住基カード導入に伴う管理運営費など経費はどれだけですか、そして交付はどのように行われますか、

A. 住基カード導入の費用については、1000枚の発行で126万円、発行機器リース料などで116万円の合計242万円です。希望者に対し、市役所の窓口で交付申請された方に交付します。

Q. 最後に大垣市民にとって、住基カードのメリットはなんですか。
以上をもって第1回の質問を終わります。

A. 写真のついた住基カードを選択した場合は、身分証明書として利用ができ、写真のついていないものでも、住民票の写しなどの自動交付サービスや、転入転出特例処理、住民票写しの広域交付などのメリットがあります。

再 質 問

1. 荒崎の水害対策について

今回、再答弁は求めませんが、市の答弁は納得できるものではありません。55年の洗い堰嵩上げは「越流頻度の軽減措置」ということですが、具体的にはどのような検討がなされたのか、次回質問します。51年の9・12水害の洪水量は分かっているわけですから、60センチ嵩上げすることにより、溢れる水の量がどうなるか計算しているはずですが、それ以上嵩上げすると、他の堤防が耐えられないからその高さにとどめたわけですが、ですから60センチ嵩上げ

で、溢れた水がどこまでいくか分かっていたはずですが。すなわち、あの地域が遊水地としての役割は引き続き担わされ、それに何ら手を打ってこなかった行政の怠慢は問われると思います。

そして、今回の土嚢積みに関しても同じことがいえます。答弁では、「洗い堰からの越流量の内 160 万立米貯留」ということで、「住宅地への浸水時間を 4 時間程度遅らせる」だけと認めておられる。これでは住宅地の浸水を防ぐことはできません。荒崎の人々が望んでいるのは、昨年規模の洪水に対して、住宅地に水がこないようにして欲しい、ということです。これでは総額 1 億 8 千万円もかけて土嚢積みする意味がありません。やるのであれば、洗い堰から流れ出た 330 万立米の水をためておくことができる遊水地や内水をくみ上げる排水機を備えた輪中堤を造らない限り意味がないとおもいます。

行政としては、このまま何も手を打たなければ、住宅地も遊水地ととらえられてしまう。何とか住宅地との間に堤防を作ろうと「土嚢積み」が出されたのは理解できますが、このままでは中途半端、水害対策としては欠陥品といってもおかしくないでしょう。ですから、このままでは昨年規模の水害の時は住宅地まで被害が及ぶわけですから、農地の被害補償と同様、当然住宅地も補償の対象になるのは当たり前です。

2. 荒崎地区の固定資産税の問題について

答弁は税法上の型どおりのものですが、住民の方にとっては納得のいくものではないでしょう。ここに住民の方々の訴えがあります。少し読み上げます。

「住宅地として大垣市が認可した荒崎地区に洗い堰があることを公表又周知せず強ちに住宅推進を押し進めてきた結果が過去 30 年間に十数回の水害をもたらした市の責任は重大であります。この事実を認知の上、荒崎地区に対して高額な固定資産税、都市計画税等掛けることに納得できません。この 30 年間この地区は遊水地に等しかったのです。税金をかけるならば遊水地並みの税金であれば納得」

以上のように、市街化地域と言え、遊水地機能が働いてたびたび水害にあっている異常な地域です。宅地並みの固定資産税や都市計画税に納得がいかないのも当然です。

更に、都市計画税は、荒崎地区に対して下水道工事で 16 億円使われるということですが、水害の最もひどかった島地域では、下水道は完備していません。昨年水害の時も、浄化槽の蓋がプカプカと浮かび、浄化槽の汚水が外に

溢れている、こんな光景を目の当たりにすれば、踏んだりけつたりのこの地域、住民の怒りは頂点に達してもおかしくないでしょう。いずれにしましても、この件は住民側から「固定資産評価審査申出書」が出されていますので、その審査結果を待ちたいと思います。

3. 大垣市一般廃棄物最終処分場について

大垣市の一般廃棄物最終処分場に対する規制は、民間の最終処分場と比べて規制がゆるいと感じます。民間の場合、地域住民と公害防止協定を結び、立ち入り調査を行うなど、またセメント固化された搬入物の検査、処分場内の水質検査の情報公開など、住民の監視体制が厳しく決められています。しかし、大垣市の一般廃棄物最終処分場はそのようなことはなく、今回の水害で地域住民の皆さんが処分場のあることを初めて知った方もたくさんおられます。もちろん、処分場をつくる時は行政としてもそれなりの手を尽くされたと思いますが、この地域の特殊な条件、処理場が遊水地の中にあること、度々洪水で住宅地まで水がつくことなどにより、地域住民にとっては様々な疑問や不安が充満しています。これを問題解決していくためには、きちんと住民と公害防止協定などを結び、相互理解に努めることが大切で、今後地域住民と協議するという答弁は評価できます。今後は情報公開を含め、住民に対して誠意ある対応を期待します。

4. 合併問題について

今回は、合併に関わる基本的な問題について、市長の考え方をお聞きしましたが、今後はいろいろな機会を通して具体的な問題について取り上げていきたいと思います。

ただ「住民の合意形成について」ですが、「合意形成は重要である」とおっしゃっておられますが、合併協議会のスケジュールを見ますと、他の自治体と比べてみても、合意を得るための時間的保証が少なく、これで合意形成が得られるのか危惧します。くれぐれも、平成 17 年 3 月に間に合わせるために、強行することの無いようお願いいたします。

また、「協議内容が具体化した段階で住民説明会を実施する」と言うことですが、「住民合意」とは説明会ですむ問題ではないと思います。具体的な内容で、つまり住民サービスの水準がどのように変化するのか明らかにし、「合併の是非」を問うことを求めます。

5. 住基カードの利用条例について

住基ネットについては、憲法にも示された人間の尊厳とプライバシーの権利を守る立場から、強制的に番号をつけることを許すことはできません。また、本人確認情報が全国センターで管理され、国の政府機関の利用が 73 事務から 264 事務に拡大されました。いずれは民間利用への拡大など、国民総背番号制へと一気に進むのではと心配されます。

時間がないので、住基ネットの問題点について、日本弁護士連合会の「住民基本台帳ネットワークシステムの問題点に関する解説書」がありますので参考資料として提出します。

さて、ここでは 8 月に交付されます住基カードの問題だけにとどめます。大垣市は住基カードの独自利用として、証明書の自動交付機による住民票の写し、印鑑登録証明書の交付サービスを実施するため、利用条例案が出されましたが、果たしてそれだけの手間暇をかけて、また税金をつかって行うだけの必然性があるでしょうか。みなさん、ちょっと考えてください。一人の人が年に何回住民票が必要ですか。印鑑登録証明書が必要ですか。1 回もあるかないかです。そのためにわざわざ 500 円もだしてカードを作り、しかも 1 つのカードを作るのに、個人負担は 500 円ですが一般財源の交付税が約 1000 円近くかかっているわけです。今回は 1000 人分の予算で 100 万円程度ですが、大垣市民の人口の半分ともなれば何千万円の税金を使うことになります。また、メリットとして身分証明書かわりになるとのことですが、今までも運転免許証や健康保険証で何らこまることは無かったわけです。ですから、今回の大垣市が住基カード利用条例を制定する必要性は感じられませんので反対します。

また、8 月から希望者に住基カードの交付ができますが、市町村が住民に強制することはできません。これは法律でもはっきりと書いてあります。住民のみなさんにお勧めしますが、余分な税金も使わないためにもカード発行は求めないでおきましょう。

最後に、個人情報保護措置の問題ですが、大垣市住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ要綱がつくられています。第 3 者機関の参加は盛り込まれていません。東京の杉並区のように、是非、大垣市も単なる検討課題に終わらせるのではなく、第 3 者機関参加の条例制定をよろしく願います。

以上をもって私の質問を終わります。

(注) この文書は、一般質問の要約です。議事録は 2～3 ヶ月先になります)